

今回は、本会に寄せられた議会運営に関する最近の照会について説明し、これらに関する見解を述べます。

なお、文中意見にわたる部分は筆者の個人的見解であることをあらかじめお断りしておきます。

#### Q1 一般質問の延期、中止について

今定例会に予定されている一般質問について、新型コロナウイルス対策に取り組んでいる執行機関に配慮して、これを中止するべきという意見が一部の議員から出された。

これについて、議会運営委員会や全議員協議会などで協議した結果、一般質問を中止することで合意した。

これを受けて、今定例会における一般質問を中止することになったが、中止をどのような手続で行うべきか。例えば、本会議で一般質問を中止する旨の議決をすることで、一般質問の中止が可能なのか。

A1 一般質問は、議会の権限の一つである執行機関に対する監視権の代表的なものです。

議会は、一般質問を通じて執行機関が行っている行財政運営が適切なものかをチェック

連載 48

# 議会運営

## Q&A

全国市議会議長会  
調査広報部副部長  
本橋 謙治

し、場合によってはそれを是正させるための提言、提案を行うことが求められています。

このような議会の重要な権限行使の一つである一般質問を中止することについては、議事が果たすべき役割を考えると、慎重な判断が求められると考えます。一般質問を中止した議会においては、新型コロナウイルス対策の重要性と議会の権限行使の重要性を十分に比較、検討した上で一般質問の中止を判断したと考えます。

では、一般質問の中止の具体的な手続ですが、一般質問を含めた発言の権利は議員個人にあると考えられること、また、会議規則上、一般質問の中止に関する規定はないことから、Q1にある議会の議決でこれを中止することはできないと考えます。仮に、議会の議決で一般質問の中止が可能と解するならば、今

後、一般質問を希望する議員がいるにもかかわらず、当該議員の一般質問を認めないと考える議員が多数決でこれを阻止することになり、先に述べた議会の監視権の行使に重大な影響を及ぼすことになります。

このため、一般質問の中止を適切に行う方法として、一般質問を通告している全ての議員が、発言通告の取下げを議長に申し出て、議長がこれを許可することにより可能と考えます。この場合、発言通告の取下げを一般質問を希望する議員全員が了承することが必要であり、議長が議員の意に反して一方的に通告を取り下げさせることはできません。

なお、先に述べた一般質問の重要性を考えれば、できるだけ一般質問の中止ではなく、会期中の予定を変更させることにより、執行機関が一般質問に対応できる時期まで、これ

を延期することが適当と考えます。

ちなみに、過去においても家畜伝染病の対応のために、一般質問を中止した事例があります。

#### 参考 標準市議会会議規則

第62条 議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができ

る。  
2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

#### Q2

会期中の予定の変更と議決について  
本市議会では、慣例で本会議の開催予定日や各委員会の開催予定日など、会期中の予定について、議会運営委員会で協議し、これを議決した後、本会議で会期決定の際に報告している。

今回、新型コロナウイルスの影響により、当初の予定が大幅に変更となったため、改めて議会運営委員会を開催し、本会議や各委員会の開催予定日を再度決定する必要があるのか。また、併せて本会議で再度報告が必要なのか。

A2 一部の市議会では、会期決定の際に、議会運営委員会では、会期中の予定等について協議した結果を委員長が報告し、会期を決定（議決）しています。

議会運営委員会は、会期に関する協議等を行い、その結果に基づいて本会議で会期を決定しているのが実態です。その際、会期中の本会議や各委員会の開催予定日等を協議することもあると考えます。

しかし、このようなことは、あくまで議会運営委員会としての意見であり、議会運営委員会の決定に法的拘束力はありません。したがって、Q2のように決定に変更が生じた場合、改めて変更の手續をしなければならないということではありません。また、仮に変更したとしても、これを本会議で報告する法的な義務はありません。

議会運営等を円滑にするために、議会運営委員会を積極的に活用すること自体は問題ではありませんが、このことがかえって、必要ない手續を伴うことになり、本来は議長や本会議で決定すればよいものが、議会運営委員会の決定が前提条件のような運営となってしまうので、議会運営委員会の協議事項や協議結果の位置付けなどについて、議会内で改めて確認する必要があると考えます。

Q3 議会流会の判断時期について

近日中に招集される臨時会について、告示後に多数の議員が新型コロナウイルスに感染した場合、応招することとは不可能と思われることから、臨時会の開会予定時刻の午前10時までに招議員が議員定数の半数に満たなければ、流会としたいと考えている。  
このような対応で問題ないか。

#### A3

議会は、招集日に応招した議員が議員定数の半数に達しなければ、その定例会や臨時会は成立せず、いわゆる流会となります。

流会となった場合、長が議会に提出しようとしていた事件は、廃案となりますので、長は①改めて議会の招集（この場合、臨時会が想定される）、②次の定例会に提出、③専決処分する、のいずれかの対応をとることになります。いずれを選択するかは、長の判断です。では、流会が確定する時期ですが、通常、招集日の会議の開始時間は、先例や慣例等により決まっているのが実情です。Q3の議会では、午前10時が先例等により決まっていますと思われる。議会の会議時間の規定は、定められている時間内ならば、いつでも会議を開くことができるという趣旨であり、会議時間が午前10時から午後4時までと定められてい

る場合、午前10時に会議を開くことが義務となつてはならず、午前10時を過ぎた後でも会議を開くことが可能です（ただし、規定上、午後4時までには会議を開かなければなりません）。

このことから、Q3の場合において、流会となるのは、午前10時の時点ではなく、午後4時の時点で応招議員が半数に達しなければ流会となります。確かに、Q3は、台風などによる交通機関の遅延と異なり、議員が新型コロナウイルスに感染したことにより応招が困難になつてゐることから、午後4時までに応招議員が半数を超えることは限りなくあり得ないとは思いますが、万が一、感染してゐると思つていたが、検査の結果感染してゐなかつたので、応招を希望する議員が午前10時以降に現れる可能性が否定できないことから、実質的には午前10時で流会が決定的であつても、正式な流会の決定は、会議時間の午後4時を過ぎてから行うべきと考えます。よつて、既に応招の手続を完了した議員に対しては、午後4時まで議会内や議会の近くでの待機を要請しておくことが必要です。

なお、流会により定例会を全く開くことができなかつた場合、長は法が定める長の議会招集の義務を果たしたかという問題が生じますが、流会となつた場合でも、条例が定める

回数に含まれることから、長は招集の義務を果たしたと解されます。また、流会になつた場合の会議録ですが、流会となつた旨を記載した会議録を作成することになります。

この他、会期中の本会議において、何らかの理由で議員の定数の半数以上の議員が出席せず、その日の会議を開くことができず（地方自治法第113条）に終わる場合も流会といひます。

#### 参考 地方自治法

第101条 普通地方公共団体の議会は、普通地方公共団体の長がこれを招集する。

以下略

第102条 普通地方公共団体の議会は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。

以下略

第113条 普通地方公共団体の議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない。但し、第117条の規定による除外のため半数に達しないとき、同一の事件につき再度招集してもなお半数に達しないとき、又は招集に応じても出席議員が定数

を欠き議長において出席を催告してもなお半数に達しないとき若しくは半数に達してもその後半数に達しなくなつたときは、この限りでない。

#### 参考 行政実例（昭和25年9月16日）

定例議会については、再度招集はあり得ないが、定例会は長において年6回（現行法では条例で定める回数）招集すれば足りるのであつて、その流会の有無は問うところではない。

#### 参考 行政実例（昭和27年1月31日）

招集の日に招集に応じた議員が議員定数の半数に達しなかつたときは、その定例会なり臨時会は流会になるものと解される。

#### 参考 標準市議会会議規則

第9条 会議時間は、午 ○時から午 ○時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員○人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議にはかつて決める。

3 会議の開始は、号鈴で報ずる。

**Q4** 閉会中の委員会審査の是非について  
三月定例会で継続審査となった議案（条例の一部改正案）を付託された委員会が審査することになってきたが、本市において新型コロナウイルスの感染者が出たことから、その対応に当たするため、閉会中に予定していた委員会を開催しない、もしくは継続審査となった議案の審査をせず、新型コロナウイルスの対応のための委員会を開催することを主張する議員がいる。議員が主張するような委員会運営を行うことは可能か。

**A4** まず、閉会中の継続審査とした議案（条例案）を閉会中の委員会で審査しないことの可否についてですが、会期中に議決に至らなかった事件は、会期不継続の原則により、会期の終了とともに審議未了廃案となりますが、継続審査の経たした事件は、例外として会期が終了しても審議未了廃案にはならず、閉会中でも付託された委員会で審査することが可能です。

このように、閉会中に審査できることが継続審査の議決の意味であり、閉会中に審査することを義務付けるものではありません。つまり、一般的には閉会中に審査することが予定されていますが、法的に審査することを義務

務付けることを意味するものではありません。もちろん、道義的な観点から、閉会中に審査しないことに対する責任を問われることは否定できませんので、それ相応の理由が必要です。

以上のことから、閉会中の委員会で、当初予定していた議案（条例案）を審査せずにQ4にある新型コロナウイルス対策を優先的に審査することは可能ですが、それには新型コロナウイルス対策に関することを当該委員会があらかじめ閉会中の継続審査又は調査事件に定めて議決していることが必要です。つまり、所管の委員会が他の案件で閉会中に開催できることのみをもって、閉会中の継続審査又は調査事件に指定していない事件を閉会中の委員会で審査、調査することはできません。

**Q5** 臨時会の付議事件と上程について  
当初より臨時会を招集し、付議する事件を3件告示したが、招集告示後に市内で新型コロナウイルスの感染者が出たことから、既に告示した事件のうち、1件を提出することが困難になる一方で、新型コロナウイルス対策の補正予算を急遽提出することになった。

告示した3件の事件の資料等は既に議員に配布していることから、提出を見送る事件と急遽提出することになった補正予算の扱いをどのようにするか。

また、今回の事案を踏まえ、今後は、最初に招集の告示のみを行い、提出することが確定した事件を後日改めて告示するような運営は可能か。

**A5** 臨時会は、付議された特定の事件を審議するために招集されるものです。このため、臨時会においては、あらかじめ当該臨時会で審議する事件を告示することが必要であり、仮に告示されていない事件を審議するならば、緊急事件の認定を議会で行わなければなりません。

Q5は、あらかじめ付議すべき事件を告示したが、その後、何らかの理由で付議すべき事件の一部を提出しないことになったため、その場合どのような手続を行うことが適当かを問うものです。

付議事件の取消しについては、可能とする考えもありますが、既に告示したものを取り消したりすることは、告示行為の性質から消極に考えますので、この場合は、付議事件の変更（一部取消し）を行わず、臨時会の開会

の際に長から告示したが諸般の事情により提出しない旨の発言をすればよいと考えます。つまり、告示した付議すべき事件は、必ず提出しなければならぬというわけではないと考え、提出しない旨を議会に報告することに より、対応可能と考えます。

次に、急遽提出することになった補正予算の取扱いですが、臨時会は付議すべき事件であらかじめ告示することが原則であることから、告示するために時間的余裕があるならば、告示の追加を行うことが可能と考えます。

また、今後の対応として、最初に招集のみの告示を行い、その後、改めて付議すべき事件の告示を行うことは可能と考えますが、告示の趣旨を考えると招集日の直前に付議すべき事件の告示を行うべきではなく、できるだけ招集の告示後速やかに付議事件の告示を行うべきと考えます。

**参考 地方自治法**

第102条 略

2 略

3 臨時会は、必要がある場合において、その事件に限りこれを招集する。

4 臨時会に付議すべき事件は、普通地方公共団体の長があらかじめこれを告示しなければならぬ。

5 略

6 臨時会の開会中に緊急を要する事件があるときは、前三項の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。

7 略

**参考 行政実例（昭和26年10月10日）**

問 臨時会の招集告示と付議事件の告示とは同一行為でなければならぬか。

答 臨時会に付議すべき事件は少なくとも招集の日までに告示しなければならぬが、必ずしも招集の告示と同時に進行しなければならぬものではないものと解される。

**参考 行政実例（昭和26年10月10日）**

問一 略

二 付議すべき事件の発議案はいつまでに提出するのが適法か。招集日当日以後の発議案は急施事件（現在は緊急事件）に限り付議すべきか。

答一 略

二 前段、遅くとも、長において開会までに当該付議事件を告示して議員一般に周知させることができる程度の余裕をもって提出すべきものと解する。

後段、お見込みのとおり。

**参考文献**

- 議会運営の実際（自治日報社）
- 逐条地方自治法（学陽書房）
- 議会運営実務提要（ぎょうせい）
- 地方自治関係実例判例集（ぎょうせい）
- 地方議会用語事典（ぎょうせい）